

一二千俵 大目付 一千俵 町奉行 一千俵 御旗奉行 一七百俵 御作事奉行
 一同斷 御勘定頭 一五百俵 御鍵奉行 一同斷 御留守居 一同斷 御普請奉
 行 一四百俵 御納戸頭 一同斷 御船手 一同斷 御腰物奉行 一同斷 西丸
 御留守居 一三百俵 二丸御留守居 一同斷 田付四郎兵衛 一同斷 新御番組頭
 一貳百俵 大御番組頭 一同斷 御切手番頭 一同斷 御廣敷番頭 一百俵
 御納戸組頭 一同斷 小十人組頭

〔徳川禁令考^{十八}規〕寛文六丙午年七月廿一日

役料之定

午上刻御黒書院出御、今日出仕之面々、一同御前江被召出、何も御役料被下、且又萬事可用儉約之由被仰出之、老中御挨拶申上、御役料員數、於款冬間大和守傳之、

〔憲廟實錄^四〕天和二年四月廿一日、諸番頭、物頭、諸役人の役料を加祿となして給はる。○中廿二日、諸役人の役料を加祿として給はる、

〔憲廟實錄^{十六}〕元祿五年五月十一日、御留守居、諸番頭、諸物頭、諸役人ニ役料を給ふ、

〔有章院殿御實紀^{十五}〕正徳六年^{○享保元年}四月六日、少老大久保佐渡守常春、大久保長門守教寛、森川

出羽守俊胤、在職の間、各廩米五千石を賜ふ、

〔有徳院殿御實紀附録^五〕すべて諸有司の祿、其職に應せざれば、其任にたへざるもの多く、おのづからものを貪り、財をやぶさかるの心をも生ずるなり、今少祿にして重職に居る者多し、ねがはくはその職に應ずるほど祿を賜ふべきか、某若かりしとき、上洛して都の有様をも見しに、所司代は誠に大任にして、あづかる事も多ければ、封邑のみつぎのみにてはたるべからず、別に恩貸の地にてあまたへらるべきか、伏見奉行又繁務にして、しばし都にゆき、し其道すがらも先